

13公開審 第21号  
平成13年9月27日

福島県教育委員会 様

福島県情報公開審査会長

公文書不開示決定に対する異議申立てについて（答申）

平成12年10月13日付け12教高第487号で諮問ありましたこのことについて、  
当審査会の意見は別紙のとおりです。

答 申

第1 審査会の結論

福島県教育委員会(以下「実施機関」という。)が「職員事故発生報告書(第一報)(平成11年6月23日付け11双高第339号)」及び「職員事故発生報告書(第二報)(平成12年8月1日付け11双高第339号)」(以下これらを総称して「本件公文書」という。)を部分開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 平成12年8月16日、異議申立人は、福島県情報公開条例(平成2年福島県条例第41号。以下「条例」という。)第8条の規定により、実施機関に対し、「双葉郡内の県立高校で平成11年6月4日に発生した事故に関して当該県立高校から福島県教育委員に提出された報告書の全部」との内容で公文書の開示請求(以下「本件開示請求」という。)をした。
- 2 平成12年8月30日、実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、本件公文書を特定し、次に掲げる公文書の区分に応じ、それぞれ次に掲げる部分を除いて開示するとの決定を行い、個人情報に該当するとの理由を付して、異議申立人に通知した。
  - (1) 職員事故発生報告書(第一報)(平成11年6月23日付け11双高第339号)  
「個人名」、「年齢」、「当該職員の清掃指導区域が判明する部分」、「個人の陳述及び思想に係る部分」、「当該生徒の症状」、「診断書の記述内容」、「報告書添付の診断書」
  - (2) 職員事故発生報告書(第二報)(平成12年8月1日付け11双高第339号)  
「個人名」、「年齢」、「当該職員の清掃指導区域が判明する部分」、「個人の陳述及び思想に係る部分」、「当該生徒の症状」、「診断書の記述内容」、「旧クラス担任の学校名及び課程名」、「報告書添付の診断書」
- 3 平成12年9月26日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、前記2の決定(ただし、「診断書の記述内容」及び「報告書添付の診断書」を開示しないとの決定を除く。以下「本件処分」という。)を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 平成13年7月5日、実施機関は、本件処分について、条例第6条第7号に該当するとの理由の追加を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の変更を求める、というものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件公文書に記載されている内容は、既に報道されており、とりわけ非開示とされた6月4日の部分は、公知の事実であるから、条例第6条各号のいずれにも該当しない。

(2) 事故が発生した学校名は、実施機関が報道機関に提供し、既に報じられた公知の事実であるのだから、個人名及び年齢を開示することにより、相当程度の確率で特定個人が識別されるとする実施機関の主張は、不当である。

(3) 学校において発生した事故については、県民にとっての関心事であるから、個人情報や教育上の未成年者に対する配慮を考え合わせたとしても、実施機関は、その経過や事実を明らかにすべきである。

(4) 実施機関は、開示することにより、生徒の健全育成、事故の当事者である教員及び生徒の名誉保持等、当該若しくは将来の教育行政の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると主張するが、その支障は、具体的に想定できるものではない。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、本件公文書を部分開示とした理由は、部分開示決定理由説明書及び実施機関の説明を総合すると次のとおりである。

#### 1 本件公文書について

本件公文書は、福島県立学校の管理運営に関する規則（昭和46年福島県教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）に基づいて、福島県立双葉高等学校長から福島県教育委員会教育長あて報告されたものであり、「職・氏名・年齢」、「事故の種類」、「事故発生の年月日」、「事故発生の場所」、「事故の状況及び経過」、「処置」及び「校長所見」が記載されている。

なお、本件公文書には、資料として、「事故現場見取り図」及び「診断書」が添付されている。

## 2 部分開示とした理由について

### (1) 条例第6条第2号について

本号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から個人のプライバシーに関する情報については、最大限に保護されるべきとの配慮から、特定の個人が識別される情報については原則として非開示とすることを定めたものであり、個別的には次のとおりである。

なお、開示しない部分のいずれについても、同号ただし書が適用される余地はない。

#### ア 「個人名」及び「年齢」について

本件公文書を部分開示したことにより、当該公文書を作成した学校が明らかとなっているため、「個人名」及び「年齢」を開示すれば、生徒については当該学校又は当該生徒の自宅の近隣地域において、教職員については教育関係職員録により相当程度高い確率で特定個人が識別されることとなる。

#### イ 「当該職員の清掃指導区域が判明する部分」について

本件公文書に記載された事故が発生した学校においては、職員の清掃指導の割当を行い、校内の一定の場所に掲示し、職員や生徒に周知していることから、この部分を開示することにより特定の職員が識別されることとなる。

#### ウ 「個人の陳述及び思想に係る部分」について

これらの情報は、個人の思想、信条等の内心の秘密に関する情報又は個人の心身に関する情報であり、正に条例で保護すべき情報に該当する。

#### エ 「旧クラスの担任の学校名及び課程名」について

この情報は、本件公文書に記載されている生徒の旧クラス担任に関する情報であって、当該旧クラス担任の職に関する情報ではあるが、職務遂行に関する情報には当たらない。

### (2) 条例第6条第7号について

本件公文書は、福島県立学校において事故が発生した場合に、校長が教育長の指導及び助言を得るため、規則第47条の規定に基づいて作成し、教育長に提出する文書であって、事故の状況や経過等は言うまでもなく、当該事故に関係した生徒の人格に及ぶ内容についてまでも記載されるものであるから、開示することにより、生徒の健全育成、当該事故に関係した生徒及び職員の名誉保持等、当該若しくは将来の教育行政の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件公文書について

本件公文書は、平成11年6月4日に双葉郡内の県立高校において発生した職員事故に関して、当該県立高等学校の校長が教育長の指導及び助言を得ることを目的に、規則第47条の規定に基づいて作成し、教育長に提出されたものであり、第一報と第

2報から構成されている。

## 2 本件公文書の内容について

本件公文書は、第一報及び第2報ともに、職員について発生した事故に関して作成された公文書であり、「事故の当事者である職員の職・氏名・年齢」、「事故の種類」、「事故発生の年月日」、「事故発生の場所」、「事故の状況及び経過」、「処置」、「資料」及び「校長所見」の項目から構成され、資料として、「事故現場見取り図」及び「診断書」が添付されている。

なお、「事故の種類」、「事故発生の年月日」、「事故発生の場所」、「処置」、「資料」及び「校長所見」の項目並びに資料（ただし、「事故現場見取り図」に限る。）については、原決定において開示されている。

## 3 部分開示決定理由の追加について

実施機関は、第2の4で述べたように、当審査会に対して諮問した後、部分開示決定理由の追加をしているが、当審査会としては、従来から、実施機関において非開示理由の追加をすることが認められないとする程の特段の事情がない限り、実施機関の原決定後における非開示理由の追加を認めるという考え方をとってきた。

そこで、当審査会は、本事案の審査に当たり、実施機関が非開示理由の追加をすることが認められないとする程の特段の事情が存在するかどうかについて検討したところ、そのような特段の事情の存在を認めることができなかつたので、当該実施機関が非開示理由を追加することを認め、その該当性についても審査を行うこととする。

## 4 条例第6条第2号該当性について

### (1) 条例第6条第2号について

本号は、原則公開の立場をとる情報公開制度においても、個人に関する情報については、個人の尊厳を確保し、基本的人権を尊重する立場から、最大限に保護されるべきであり、正当な理由なく公にされてはならないとの条例第3条の趣旨を踏まえ、その具体的な保護として、個人のプライバシーについては、最大限に保護されるよう配慮する必要があるとの観点から措置された規定であって、実施機関は、その取扱いに十分に留意しなければならないものである。すなわち、本号は、個人のプライバシーの概念が、法的にも、社会的にも必ずしも明確ではなく、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、プライバシーを含む個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るような情報が記録された公文書については、同号ただし書のいずれにも該当しない限り、原則として非開示とすべきことを定めたものと解される。

### (2) 条例第6条第2号本文該当性について

#### ア 「職・氏名・年齢」の項目について

この項目には、事故の当事者である職員の職、氏名及び年齢が記載されており、

このうち原決定において非開示とされた職員の氏名及び年齢については、それ自体として、又は職員録等により、特定の個人が識別され、又は識別され得る内容であるから、原決定において非開示とされた情報は、本号本文に該当すると認められる。

イ 「事故の状況及び経過」の項目について

この項目には、事故の当事者である職員、生徒及び現場検証を行った警察官の氏名、その他の関係者から聴取した内容、当該生徒の家族とのやりとり等校長自らが聴取し、又は知見した内容が時系列的に記載されており、それぞれの氏名については、それ自体として特定の個人が識別されるから、本号本文に該当すると認められる。

しかしながら、原決定において非開示とされた「当該職員の清掃指導区域が判明する部分」、「個人の陳述及び思想に係る部分」、「当該生徒の症状」及び「旧クラスの担任の学校名及び課程名」の部分については、個人に関する情報であることは否定できないが、それ自体として、特定の個人が識別され、又は識別され得る内容ではないから、本号本文に該当するとは認められない。

なお、異議申立人は、第2の3で述べたように、「診断書の記述内容」及び「報告書添付の診断書」を開示しないと決定について、異議を申し立てていないので、当審査会は、この部分については判断しない。

(3) 条例第6条第2号ただし書該当性について

本件公文書に記載されている情報が本号ただし書ア及びウに該当しないことは明らかであるから、本号本文に該当すると判断した「職・氏名・年齢」の項目における氏名及び年齢並びに「事故の状況及び経過」の項目における事故の当事者である職員、生徒及び現場検証を行った警察官の各氏名について、ただし書イに該当するかどうかを検討する。

ア 「職・氏名・年齢」の項目における職員の氏名及び年齢について

本件公文書に記載されている内容は、職員が学校教育における職務として行ったもの、すなわち職務遂行の内容に係るものであるから、ただし書イに該当し、開示すべきであると言えなくはない。

しかしながら、その内容は、学校において発生した事故に関する報告書（以下「事故報告書」という。）という性格を有するものでもあるから、職務遂行に係る内容に該当することをもって、開示すべきとするは妥当ではない。

つまり、当審査会は、本件公文書に記載された事故が体罰、すなわち、物理的行為によって身体に侵害を加えるもの及び生徒にとって社会通念上許されない程度の肉体的苦痛を生じさせるものであるとか、過剰指導であるとかと判断をする立場にはないが、本件公文書の性格を踏まえた場合、本件公文書に記載されている事故の当事者である職員の氏名及び年齢が開示されることにより、当該職員が不当な評価を受けたり、当該職員の私生活の平穏が害されるおそれが全くないとは言えないと考える。

よって、本件処分において非開示とされた職員の氏名及び年齢については、本

号ただし書イに該当しないと認められる。

イ 「事故の状況及び経過」の項目における事故の当事者である職員、生徒及び現場検証を行った警察官の氏名について

(ア) 事故の当事者である職員の氏名について

このことについては、前記アの判断と異なる判断をすべき理由は見当たらない。

よって、本号ただし書イに該当しないと認められる。

(イ) 生徒の氏名について

本件公文書に記載されている生徒は、事故の当事者であり、開示することにより社会通念上個人のプライバシーを侵害することは明らかである。

よって、本号ただし書イに該当しないと認められる。

(ウ) 現場検証を行った警察官の氏名について

公務員の氏名については、県政執行における行政の責務として、県民の要請に応じて公表することが予定されているというべきである。しかしながら、警察官の氏名については、本件公文書についての判断においてその職務の特殊性を考え合わせた結果、ただし書イに該当しないと認められる。

## 5 条例第6条第7号該当性について

(1) 条例第6条第7号について

本号は、開示することにより、県の機関が行う事務事業の実施の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれのある情報が記録されている公文書については、非開示とすることを定めたものである。

また、反復的又は継続的な事務事業については、当該事務事業執行後であっても、当該情報を開示することにより、将来の同種の事務事業の実施の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な実施に著しい支障が生ずる場合があるので、これらに係る情報が記録されている公文書についても非開示とするものである。

(2) 条例第6条第7号前段該当性について

本件公文書は、職員又は児童若しくは生徒について事故が発生した学校の校長が、教育長の指導及び助言を得る目的で、規則第47条の規定に基づき作成し、教育長に提出されたものである。

したがって、本件公文書に記載されている情報は、本号前段に規定する事務事業に該当すると認められる。

(3) 条例第6条第7号後段該当性について

実施機関は、本件公文書が開示されることにより、生徒の健全育成、事故の当事者である職員及び生徒の名誉保持等、当該若しくは将来の教育行政の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある旨主張する。

そこで、当審査会が本件公文書を見分したところ、本件公文書には、校長がその作成に当たり、事故の当事者である職員その他の関係者から聴取した内容、当該事故の当事者である生徒の家族とのやりとり等校長自らが聴取し、又は知見した内容が記載されていることが認められる。

本来、事故報告書は、教育長が事実関係を的確に把握し、事故が発生した学校の校長に対して、事故に関する指導若しくは助言を適切に行ったり、又は今後の教育指導方針を策定する上での根拠の一つとして位置付けられているものであるから、当該事故が発生した学校の校長において、生徒、職員その他の関係者から聴取した意見、自らが知見した人物評価、家庭の状況に係る内容等を率直に記載し得る環境が確保されている必要がある。

したがって、仮に、今後、本件公文書のような個別の事故報告書が開示されることとなった場合、関係者において開示されることを意識して、忌憚のない意見等を報告することを避け、事故が発生した学校の校長において作成する報告書が形式的又は抽象的な内容のものとなり、結果的に、教育長において、事実関係を的確に把握し得なくなるばかりか、生徒の健全育成、個別の事故の当事者である職員及び生徒の名誉保持等の観点からの適切な指導又は助言が円滑かつ効果的に実施し得なくなるおそれがあると認められる。

ところで、昨今、教育現場における体罰、いじめ、校内暴力等への対応が社会的に大きな問題となっており、実施機関には、県政執行における行政の責務として、体罰、いじめ、校内暴力等についての実態と対策を可能な限り取りまとめ、積極的に公にすることが求められており、そうした観点からの開示を求める異議申立人の主張も理解できないわけではない。

しかしながら、本件公文書のような個別の事故報告書には、生徒の氏名、言動及び身体状況、職員の言動及び認識等その場にいた者のみが知り得る内容、又は実施機関のみが把握しておくべき生々しい事故の状況に係る内容が記載されているので、これらの内容が開示されることにより、前述の事務の執行に著しい支障が生ずることは明白である。

よって、本件処分において非開示とされた内容は、本号後段に該当すると認められる。

## 6 部分開示の可能性について

当審査会では、審査過程において、実施機関が行った本件処分以上の部分開示の可能性についても検討を行ったが、事故が発生した学校名が既に公になっている以上、校長自らが聴取し、又は知見した内容が開示されることにより、事故が発生した学校の近隣において、又は事故発生当時に当該生徒の同級生であった者等において、すなわち限られた地域の者又は関係者において、本件公文書に記載されている個人が相当程度高い確率で明らかになるばかりか、事故報告書が有する性格から推して、校長の率直な報告やそれに基づく教育長の今後の指導に支障を及ぼすおそれがあると考えられ、これ以上分離して開示できる部分があるとは判断できなかった。

7 以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

8 当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

別表

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成12年10月13日	・ 諮問書受付
平成12年10月23日	・ 実施機関に部分開示決定理由説明書の提出を要求
平成12年11月 6日	・ 実施機関から部分開示決定理由説明書受付
平成12年11月17日	・ 異議申立人に部分開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に部分開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成12年11月30日	・ 異議申立人から部分開示決定理由説明書に対する意見書受付
平成13年 5月11日 (第86回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成13年 6月 8日 (第87回審査会)	・ 実施機関から部分開示決定理由について聴取 ・ 審議
平成13年 7月 5日	・ 実施機関から部分開示決定理由の追加説明書受付 ・ 異議申立人に部分開示決定理由の追加説明書を送付 ・ 異議申立人に部分開示決定理由の追加説明書に対する意見書の提出を要求
平成13年 7月13日 (第88回審査会)	・ 異議申立人から部分開示決定理由について意見聴取 ・ 審議
平成13年 7月27日	・ 異議申立人から部分開示決定理由の追加説明書に対する意見書受付
平成13年 8月21日 (第89回審査会)	・ 審議
平成13年 9月21日 (第90回審査会)	・ 審議

他の諮問事案も並行して行った。